建築基準法第４３条第２項第２号
許可申請要領
資料作成手引き

立川市都市整備部建築指導課

令和７年４月

建築基準法第４３条第２項第２号に基づく許可申請要領

１ 目的・概要

この要領は、建築基準法第 43 条第２項第２号に基づく許可（以下、「許可」という。）申請手続きの手順をまとめたものである。

法第４３条の規定による許可は、接道義務の特例許可であることから、避難および通行の安全性、道路に接することを前提とした建築規制である前面道路幅員容積率や道路斜線制限が適用されないことに伴う総合的な市街地の環境への影響について、建築物の用途、規模、位置、および構造等を勘案し、交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないかどうか審査されるものである。

そのため、通常の建築確認申請より入念な事前相談が必要なうえ、立川市建築審査会（以下、「審査会」という。）の同意が必要となり、許可までに相当の時間を要するものである。

提出期限に間に合わない場合は、次月以降の審査会に付議することとなることも含め、申請者はスケジュールに十分な余裕を持ち申請を行うこと。

また、申請内容によっては、許可に至らない可能性があることを申請者は十分に理解すること。

２ 申請手続きの流れ

以下の順序に従い、資料（下線が引かれた資料）を提出すること。また、申請のスケジュールは、許可申請のスケジュール（図１）を参照すること。

（１）相談カード（様式１）の提出（事前相談）

- １部提出すること
- 提出資料は、建築基準法第４３条第２項第２号許可審査会資料作成手引き（以下、「手引き」という。）（P４）を参照すること
- 資料受領後に市で現場調査を行い、方針を決定し申請者に連絡をする

（２） 許可申請書の提出（建築基準法施行規則第４３号様式）

- 申請の締切日は、付議する月の前月の審査会開催日前日とする（ただし付議する月が１月の場合は前年の 12 月１日とする）
- 申請手数料 36,000 円を納付すること
- 正本及び副本を提出すること
- 提出資料は、手引きを参照し作成すること

（３）審査会資料の提出

・事前審査用として１部提出すること

・市からの加筆、修正等の指示を反映させたうえで、１６部提出すること（ステープラ留めしない）

（４）審査会での審議

・原則として、毎月第３火曜日に実施する

・申請内容によっては、許可に至らない可能性があることを申請者は十分に理解すること

（５）消防同意

・消防署に審査会の同意を得られた案件を回付し、消防署長の同意を得る

（６）許可通知書交付

・許可通知書を申請者に交付する

・申請時に分筆や地目変更が完了していなかった場合、許可通知書交付に先立ち、分筆等を行ったことが分かる資料（謄本及び公図）の提出が必要

（７）確認申請書の提出

・建築主事又は指定確認検査機関に申請することができる

・許可通知書の写しを添付すること

・工事監理者を選任すること

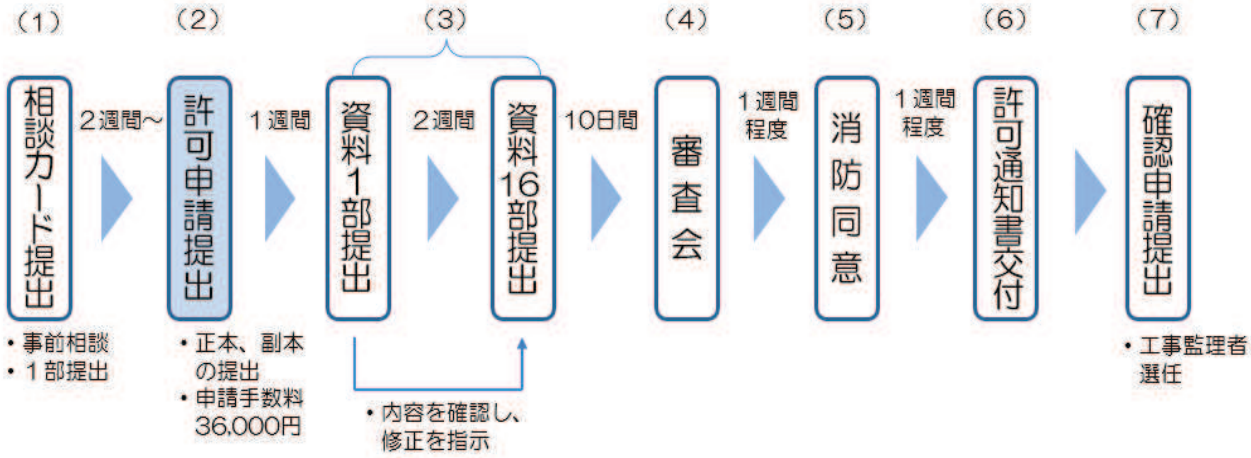

（図 1）許可申請のスケジュール

3 提出資料

それぞれの手続きで必要な資料は、提出資料一覧（表１）を参照すること。

（表１）提出資料一覧

	相談カード （1 部提出）	許可申請書 （正・副各 1 部提出）	審査会資料 （16 部提出） ※右下にページ番号を記入
相談カード	○		
許可申請書		○	
委任状（手続きを委任される場合）	○	○	
案内図	○	○	○　番号１
理由書	○	○	○　番号２
道に関する権利者一覧表	○	○	○　番号３
公図の写し	○	○	○　番号４
現況図	○	○	○　番号５
現況写真撮影位置図	○	○	○　番号6-1
現況写真	○	○	○　番号6-2
配置図	△	○	○　番号７
各階平面図	△	○	○　番号８
立面図（2 面以上）	△	○	○　番号９
断面図（2 面以上）	△	○	
求積図（敷地、建物）	△	○	
道に関する協定書（副本は写し）		○	
土地・建物登記事項証明書（道の部分、申請地及び当該道に接する筆）	○オンライン可	○原本	
既存建築物の確認済証及び検査済証	△	○	
既存の協定書の写し	△		
承諾者の印鑑証明書		○	
許可申請資料作成チェックリスト	△	○	
その他必要な資料	●	●	●

凡例

○　提出が必要

△　相談カード提出時に提出ができる場合に提出

●　相談内容によって、別途指示があった場合に提出

建築基準法第４３条第２項第２号許可審査会資料作成手引き

この手引きは、建築基準法第４３条第２項第２号許可申請時に提出する審査会資料の作成方法について取りまとめたものである。

資料作成に当たってはこの手引きを確認すること。

１ 共通事項

（１）資料の大きさ

・A４または A3 で作成すること

・A3 の資料は、A4 の大きさに収まるように片そで折りにすること

（２）設計者の記名

・図面には設計者名を記入すること（建築士であれば建築士番号も記入すること）

（３）その他

・図面の方位は原則として北側を紙面の上側に揃え、方位を記載すること

・文字・数字等が容易に読み取れるようにレイアウトを調整すること

・対応する項目が必要ない場合、ページ番号はつめること

２ 各資料の作成

（１）案内図（参考１）

・右下に「1」と記入すること

・A3 サイズで作成すること

・左半分に広域案内図、右半分には拡大案内図を作図すること

ア　広域案内図

・JR 立川駅が入る縮尺で作成すること

・小学校などの公共施設を記載すること

・申請地の周囲を赤丸で囲むこと

・申請地を赤色で塗りつぶすこと

イ　拡大案内図

・1500 分の１の縮尺で作成すること

・現況と相違のない住宅地図を用いること

・以下の色分けで道路、道及び申請地に着色をすること。ただし、紙面に他の道路なども入る場合は、連続して同様に着色をする

・各色やハッチングの凡例を作成すること（表２）

＊申請に関する道が接続する建築基準法上の道路

・黄色のべた塗りとすること

＊申請に関する道

・赤色でべた塗りとすること

＊未承諾の隅切り

・隅切りの部分で承諾を得られず、道路状に整備されていない範囲は、赤の破線枠で囲み、薄い赤色でべた塗りとすること

＊水路

・水色でべた塗りすること

＊申請地に隣接するほかの道（緑道など）

・黄緑色でべた塗りすること

＊申請地以外で、申請に関する道で許可（改正前の法第４３条ただし書きを含む）を受けた建築物の敷地

・オレンジ色で枠取りすること

＊申請地

・赤色で枠取りすること

（表２）凡例

黄べた	建築基準法上の道路
赤べた	申請に関する道
赤べた破線	未承諾の隅切り
水べた	水路
黄緑べた	申請地に隣接するほかの道（緑道等）
ｵﾚﾝｼﾞ枠	許可を受けた建築物の敷地
赤枠	申請地

（２）理由書（参考２）

・右下に「２」と記入すること

・Ａ４サイズで作成すること

・宛先は「特定行政庁　立川市長」とし、申請者の住所及び氏名を記入

ア　理由書本文に明記すべき事項

・建築計画の動機

・（土地取得予定者が申請を行う場合）取得を予定していること

・申請地が建築基準法第 42 条の道路に接道していないこと

・道の現況及び、道として使われ始めた時期

・位置指定道路の検討結果
・建築基準法第 42 条の道路にできない理由
・協定書の締結状況
・道の拡幅、分筆及び地目変更等の実施予定について
（申請者の権限が及ぶ道の部分を、許可通知書交付前に公衆用道路に地目変更する旨も明記すること）
・将来における道路状形態の維持について
・（敷地を分割する場合）分割する理由

（３）道に関する協定書（様式２）
・正本に原本、副本には写しを添付すること
・申請地も含めて記入すること

（４）道に関する権利者一覧表（様式３）
・右下に「３」と記入すること
・道の部分の権利者のみ記入すること
・地番が道の部分とその他の部分にまたがっている場合は、道の部分の地積を記入すること
・道の部分の所有権、地上権及び借地権を有するもののうち、承諾を得られた権利者数及び地積の割合の算出式を記入すること
・承諾日を記入すること
・過去に承諾が得られている道の部分の権利者が変わり、新たな権利者からの承諾が得られていない場合は承継と記入すること

（５）公図の写し
・右下に「４」と記入すること
・複数枚にわたる場合、ページ番号を「4-1」「4-2」といったように、枝番をつけること
・最新の公図の写しを使用し、転写年月日及び転写者氏名を記入すること
・２（１）イ、拡大案内図の色塗りに準じて、着色と凡例を作成すること

（６）現況図（参考３）
・右下に「５」と記入こと
・A3 サイズで作成すること
・道が長いなど、A3 １枚に収まらない場合は、分割可能
・複数枚に分割して作成する場合は、右下に枝番をつけること

・100 分の１、150 分の 1、200 分の１のいずれかの縮尺で作成すること
・建築基準法上の道路から申請地、または許可対象の道が通り抜けるまでの現況を作図すること（法第 42 条の何号に該当するか、道路幅員及び名称も記載）
・着色及び凡例の作成は（１）イに準じること
・門、塀、生垣、マンホール及び境界石等を明記すること
・筆界をとげ付線で明記すること（ ）
・地番、地目及び所有者名を明記すること
・道の部分には、現況の幅員及び延長を明記すること
・道沿いに建つ建築物の配置、用途、構造及び階数等を明記すること

（７）現況写真撮影位置図及び現況写真（参考４、５）
・右下に現況写真撮影位置図は「6-１」、現況写真は「6-2」と記入すること
・撮影日及び撮影者を記入すること
・申請地が分かるように、写真中の道の境界線と敷地境界線に赤線を加筆すること
・日中に撮影したカラー写真を用いること。ただし、逆光等で不鮮明にならないよう留意すること

ア　写真撮影方法
・申請に関する道が接続する、建築基準法の道路を２方向から撮影したもの
・建築基準法の道路と申請に関する道が接続する部分
（隅切り部分が収まるように留意すること）
・建築基準法の道路との接続部分から申請地まで距離がある場合、または曲がり角がある場合は、接続部分と申請地の中間程度で撮影したもの及び曲がり角部分を映したもの
・申請地を正面及び両端から全体が写るように撮影したもの
・申請に関する道の終端及び反対側の接続部分から、申請に関する道を撮影したもの
・両端が建築基準法の道路及び道などに接続する場合は、道路等の現況を撮影したもの

（８）配置図（敷地及び建物求積図を含む）、平面図、立面図及び断面図
・右下に、配置図は「7」、平面図は「8」、立面図は「9」、と記入すること
・複数枚に分割して作成する場合は、右下に枝番をつけること
・建築確認に用いる図面と同様の図面を提出すること
（許可通知書交付後に変更が生じた場合、再度許可申請が必要※）
・１００分の１の縮尺で作成すること
・A3サイズで作成すること

・建築士番号、氏名を記入すること

※原則として、建築物の配置、高さ及び規模が変わる場合は、再度許可申請が必要

（９）その他必要な書類

・市より指示があった場合提出すること

（水路占用許可書、地方公共団体が管理する道の管理証明書、売買契約書の写し、街きょ側溝等の整備に関する確認書等）

様式１

相談カード（法第 43 条第 2 項　認定・許可用）

		年　　月　　日	住宅地図　P　　－

相　談　者	会社名 担当者 電話番号 メールアドレス		
相　談　地	立川市　　（地番表示・住居表示）		
用途地域等	地域（建蔽率　　%、容積率　　%） 第　　種高度地区（最高高さ　　m）防火指定（□防火・□準防火・□指定なし）		
都市計画	□都市計画（道路・公園）　□地区計画　□景観条例　□風致地区 □埋蔵文化財包蔵地　□その他（　　）		
相談場所の現況	道	幅員　　m　延長　　m　築造時期（　　年頃） 転回広場（□有・□無） 舗装方法（□ｱｽﾌｧﾙﾄ・□砂利・□その他（　　）） 赤道　　（□有　　m・□無） 境界　　（□縁石・□Ｌ型・□その他（　　）） 排水　　（□雨水枡・□Ｌ型・□その他（　　））	
	既存家屋	□有（　　年築）居住者（本人・その他（　　））・□無	
計画概要	建築主	氏名	
		続柄	□土地所有者　□借地権者
	建築物・敷地	敷地面積　　㎡　建築面積　　㎡　延床面積　　㎡ 建物用途（□一戸建・□二戸長屋・□その他（　　）） 敷地分割の予定　□有（　　区画、　　㎡～　　㎡）・□無	
添付資料	※印が付いた資料は相談時に必ず添付が必要です。 □委任状（代理者による申請の場合） □**※案内図** □**※理由書**（相談経緯、位置指定検討経緯、協定締結状況、権利者交渉記録等） □**※道に関する権利者一覧表** □**※公図写し** □**※現況図**（敷地及び取り付け先道路まで） □**※現況写真撮影位置図** □**※現況写真** □建築計画図（配置図、平面図、立面図、断面図、求積図） □**※土地登記事項証明書**（道の部分、相談地、沿道宅地） □**※建物登記事項証明書**（相談地、沿道宅地に建築物がある場合） □既存建築物の確認済証、検査済証の写し □許可申請資料作成チェックリスト □その他（実測図等） 相談段階では高精度の図面までは求めませんが、手引きに準じて作成してください。		

様式２

道に関する協定書

令和　　年　　月　　日　　立川市　　町　　丁目

代表者　住所

氏名　　実印

電話

道の所在地（地名地番）　立川市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

道の幅員（４ｍ以上で記述）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿**ｍ**

道の長さ　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿**ｍ**

上記所在の道について、下記のとおり関係権利者において協定を締結した。

記

１．　道（拡幅し道となる部分を含む。以下同じ）には、建築物（門、塀、生垣等を含む。）を築造せず、将来にわたり維持管理する。

２．　各自が建て替え等の際に、自身の権限の及ぶ道の部分について、原則として道の中心より２ｍもしくは反対側境界線から４ｍ後退した部分を道路状に整備するとともに、不動産登記簿上分筆し、地目を公衆用道路として登記する。

３．　今後も建築基準法上の道路となるように努力する。

４．　関係権利者は、それぞれ本協定書（現況図を含む。以下同じ）を保管し、一部は立川市へ提出する。なお、道の所有者等に変更があった場合は、本協定書の内容を新たな権利者に承継する。

５．　この道のみに接する敷地に建築を行う時は、一戸建ての住宅又は二戸以内の長屋で、階数は、地上二階・地下一階以内とする。

６．　立川市へ提出した協定書については、印影部分を除き、本件道に関する相談者等に対しての閲覧の用に供することを認める。

A3 サイズで作成すること。

道に関する協定承諾書

※自筆で記入してください

道又は宅地の地番	土地の所有者名 又は使用権者名	実印	現　住　所

様式３

道に関する権利者一覧表

１．権利者一覧表

立川市　　町　　丁目

番号	地番	地目	地積（㎡）	住所	氏名	承諾の有無	承諾日	備考（持分の比率、承継の有無等）

凡例（承諾の有無）
◎　今回の申請で得た承諾
○　以前の申請で得ている承諾

２．地積の割合

申請に関する道の地積の合計		㎡
承諾を得られた地積	地番	㎡
	地番	㎡
合計		㎡
承諾を得られた地積の割合	（　　㎡÷　　㎡）×100＝　　％	

３．所有者の割合

申請に関する道の所有者数	人
承諾を得られた所有者数	人
承諾を得られた所有者の割合	（　　人÷　　人）×100＝　　％

３

参考１

広域案内図　S=1:10000

拡大案内図　S=1:1500

A３サイズで作成すること。

株式会社〇〇設計
一級建築士第〇〇号
（又は土地家屋調査士）　立川一郎

参考２

令和　年　月　日

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号に基づく許可申請理由書

特定行政庁
立川市長殿

申請者
住所　東京都立川市泉町 1156-9
氏名　立川　一郎　印

このたび、立川市泉町 1156 番 9 号の敷地で戸建て住宅の建替えを計画するにあたり、申請敷地が建築基準法第 42 条で定める道路に接道していないため、同法第 43 条第２項第２号に基づく許可を申請いたします。

申請敷地前の道は、・・・

（略）

これらのことから、申請敷地は交通上、安全上、防火上及び衛生上支障が無い計画となるように配慮いたしました。

今後も当該道の形態を維持したうえで、建築基準法道路となるよう、努力をいたしますので、同法第 43 条第２項第２号に基づく許可をお願いいたします。

参考３

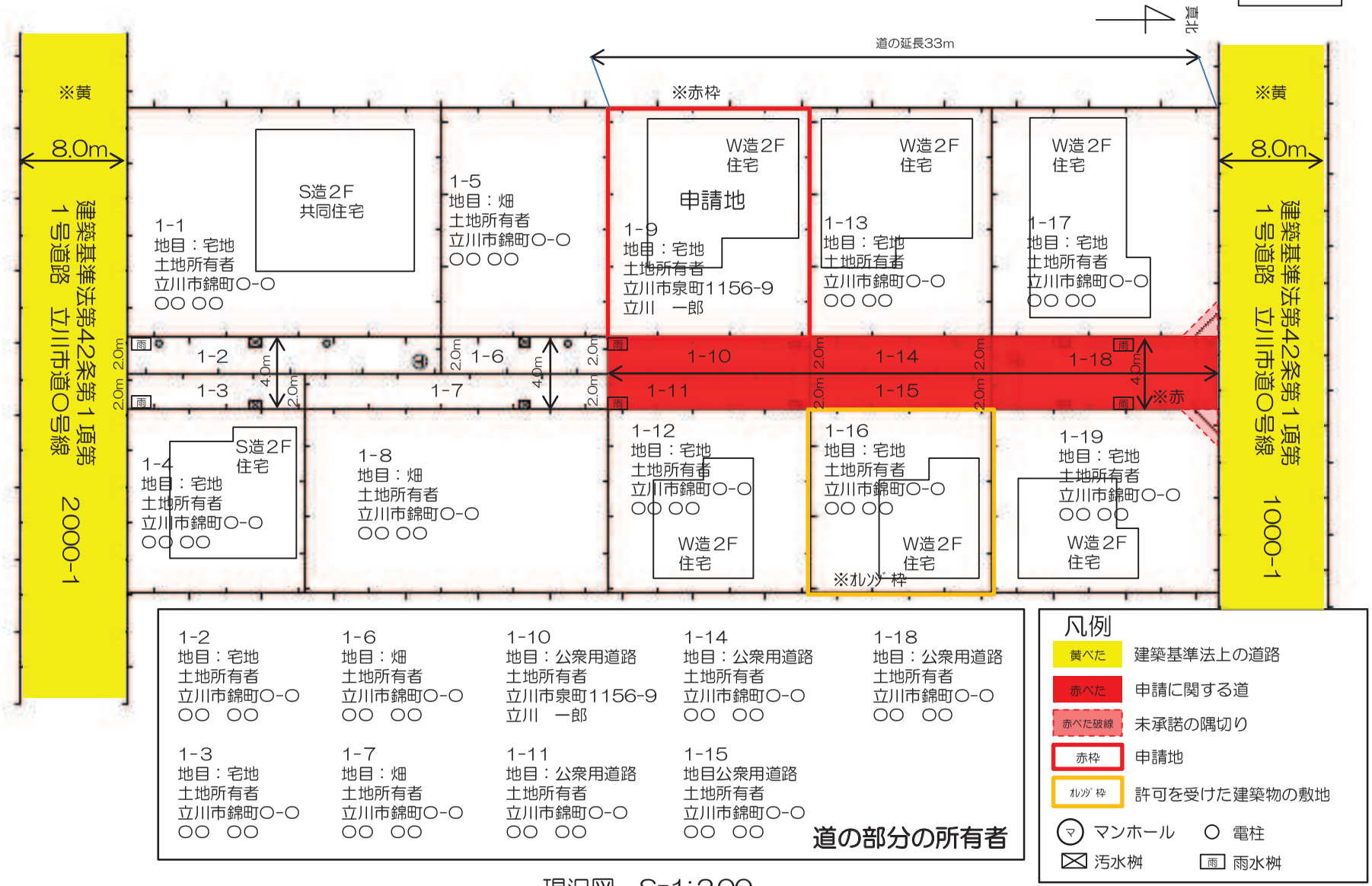

道の部分の所有者

1-2 地目：宅地 土地所有者 立川市錦町○-○ ○○　○○	1-6 地目：畑 土地所有者 立川市錦町○-○ ○○　○○	1-10 地目：公衆用道路 土地所有者 立川市泉町1156-9 立川　一郎	1-14 地目：公衆用道路 土地所有者 立川市錦町○-○ ○○　○○	1-18 地目：公衆用道路 土地所有者 立川市錦町○-○ ○○　○○
1-3 地目：宅地 土地所有者 立川市錦町○-○ ○○　○○	1-7 地目：畑 土地所有者 立川市錦町○-○ ○○　○○	1-11 地目：公衆用道路 土地所有者 立川市錦町○-○ ○○　○○	1-15 地目公衆用道路 土地所有者 立川市錦町○-○ ○○　○○	

凡例

黄べた	建築基準法上の道路
赤べた	申請に関する道
赤べた破線	未承諾の隅切り
赤枠	申請地
ｵﾚﾝｼﾞ枠	許可を受けた建築物の敷地
マ マンホール	○ 電柱
汚水桝	雨 雨水桝

現況図　S=1:200

A３サイズで作成すること。

株式会社○○設計
一級建築士第××号　立川一郎

参考４

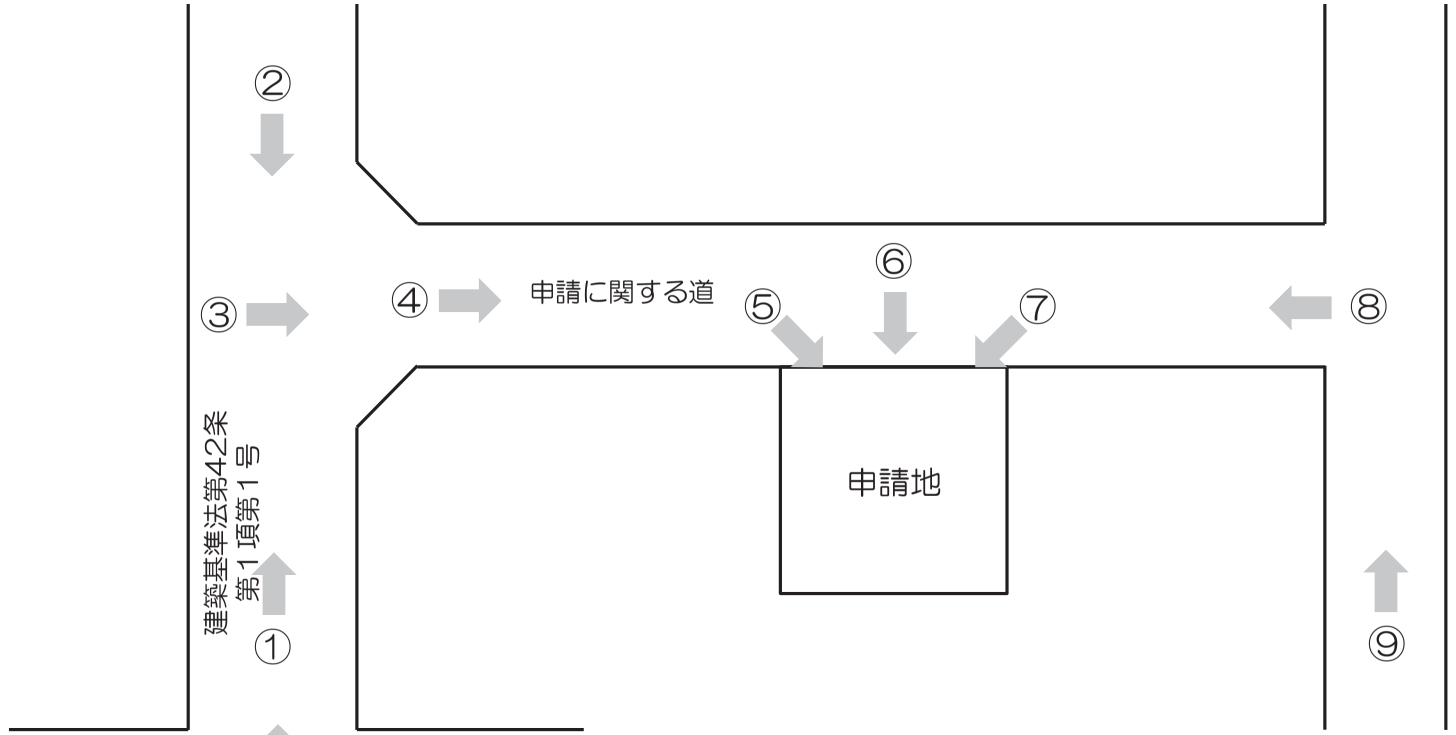

現況写真撮影位置図

撮影日：令和○年○月○日
撮影者：株式会社○○　立川　一郎

Ａ３サイズで作成すること。

6-1

参考５

①

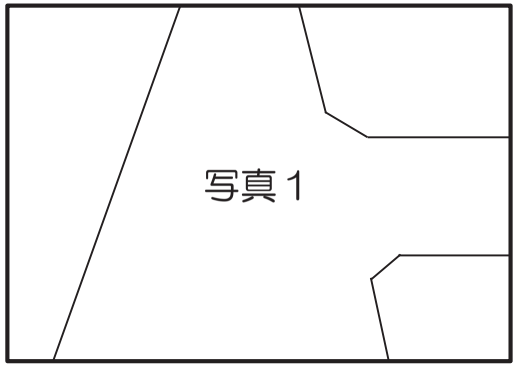

④

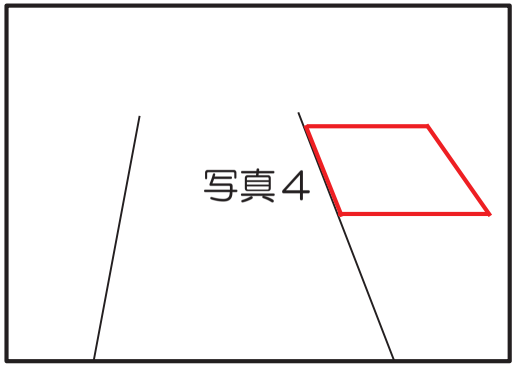

⑦

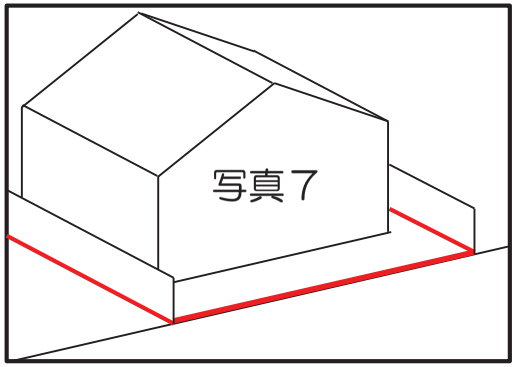

②

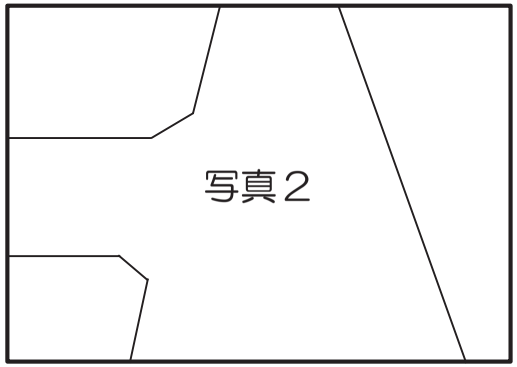

⑤

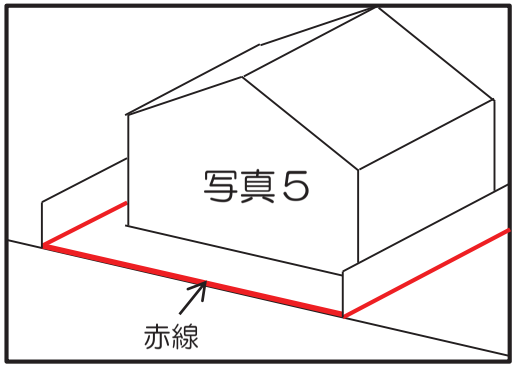

⑧

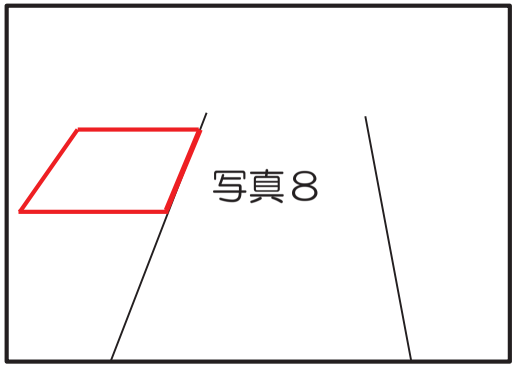

③

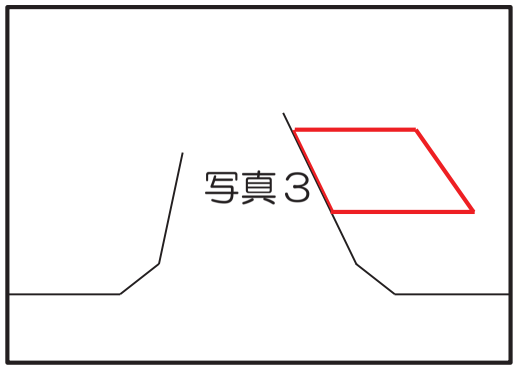

⑥

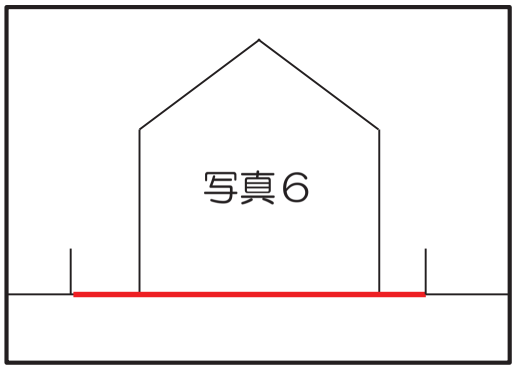

⑨

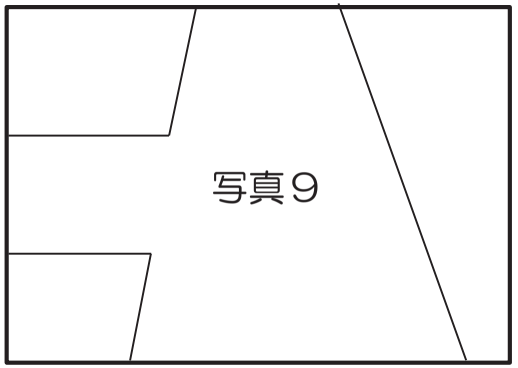

Ａ３サイズで作成すること。

現況写真

撮影日：令和〇年〇月〇日
撮影者：株式会社〇〇　立川　一郎

6-2

許可申請資料作成チェックリスト

No.	チェック内容		チェック欄	
			申請者	立川市
1	共通事項	A４またはA3で作成すること		
2		A3の資料は、A4の大きさに収まるように片そで折りにすること		
3		図面には設計者名を記入すること（建築士であれば建築士番号も記入すること）		
4		図面の方位は原則として北側を紙面の上側に揃え、方位を記載すること		
5		文字・数字等が容易に読み取れるようにレイアウトを調整すること		
6		対応する項目が必要ない場合、ページ番号はつめること		
7	案内図 （参考１）	右下に「1」と記入すること		
8		A3サイズで作成すること		
9		左半分に広域案内図、右半分には拡大案内図を作図すること		
10	広域案内図	JR立川駅が入る縮尺で作成すること		
11		小学校などの公共施設を記載すること		
12		申請地の周囲を赤丸で囲むこと		
13		申請地を赤色で塗りつぶすこと		
14	拡大案内図	1500分の１の縮尺で作成すること		
15		現況と相違のない住宅地図を用いること		
16		以下の色分けで道路、道及び申請地に着色をすること。ただし、紙面に他の道路なども入る場合は、連続して同様に着色をする 【申請に関する道が接続する建築基準法上の道路】 ・黄色のべた塗りとすること 【申請に関する道】 ・赤色でべた塗りとすること 【未承諾の隅切り】 ・隅切りの部分で承諾を得られず、道路状に整備されていない範囲は、赤の破線枠で囲み、薄い赤色でべた塗りとすること 【水路】 ・水色でべた塗りすること 【申請地に隣接するほかの道（緑道など）】 ・黄緑色でべた塗りすること 【申請地以外で、申請に関する道で許可（改正前の法第４３条ただし書きを含む）を受けた建築物の敷地】 ・オレンジ色で枠取りすること 【申請地】 ・赤色で枠取りすること		
17		各色やハッチングの凡例を作成すること		

No.	チェック内容		チェック欄	
			申請者	立川市
18	理由書 （参考２）	右下に「２」と記入すること		
19		Ａ４サイズで作成すること		
20		宛先は「特定行政庁　立川市長」とし、申請者の住所及び氏名を記入		
21		『建築計画の動機』が明記されていること		
22		（土地取得予定者が申請を行う場合）『取得を予定していること』が明記されていること		
23		『申請地が建築基準法第42条の道路に接道していないこと』が明記されていること		
24		『道の現況及び、道として使われ始めた時期』が明記されていること		
25		『位置指定道路の検討結果』が明記されていること		
26		『建築基準法第42条の道路にできない理由』が明記されていること		
27		『協定書の締結状況』が明記されていること		
28		『道の拡幅、分筆及び地目変更等の実施予定について』が明記されていること （申請者の権限が及ぶ道の部分を、許可通知書交付前に公衆用道路に地目変更する旨も明記すること）		
29		『将来における道路状形態の維持について』が明記されていること		
30		（敷地を分割する場合）『分割する理由』が明記されていること		
31	道に関する 協定書 （様式２）	正本に原本、副本には写しを添付すること		
32		申請地も含めて記入すること		
33	道に関する 権利者一覧表 （様式３）	右下に「３」と記入すること		
34		道の部分の権利者のみ記入すること		
35		地番が道の部分とその他の部分にまたがっている場合も、道の部分の地積を記入すること		
36		道の部分の所有権、地上権及び借地権を有するもののうち、承諾を得られた権利者数及び地積の割合の算出式を記入すること		
37		承諾日を記入すること		
38		過去に承諾が得られている道の部分の権利者が変わり、新たな権利者からの承諾が得られていない場合は承継と記入すること		
39	公図の写し	右下に「４」と記入すること		
40		複数枚にわたる場合、ページ番号を「４-1」「４-２」といったように、枝番をつけること		
41		最新の公図の写しを使用し、転写年月日及び転写者氏名を記入すること		
42		拡大案内図の色塗りに準じて、着色と凡例を作成すること		

No.	チェック内容		チェック欄	
			申請者	立川市
43	現況図 （参考３）	右下に「５」と記入こと		
44		A3サイズで作成すること		
45		道が長いなど、A3 １枚に収まらない場合は、分割可能		
46		複数枚に分割して作成する場合は、右下に枝番をつけること		
47		100分の１、150分の1、200分の１のいずれかの縮尺で作成すること		
48		建築基準法上の道路から申請地、または許可対象の道が通り抜けるまでの現況を作図すること（法第42条の何号に該当するか、道路幅員及び名称も記載）		
49		着色及び凡例の作成は拡大案内図に準じること		
50		門、塀、生垣、マンホール及び境界石等を明記すること		
51		筆界をとげ付線で明記すること		
52		地番、地目及び所有者名を明記すること		
53		道の部分には、現況の幅員及び延長を明記すること		
54		道沿いに建つ建築物の配置、用途、構造及び階数等を明記すること		
55	現況写真 撮影位置図 及び現況写真 （参考４、５）	右下に現況写真撮影位置図は「７-１」、現況写真は「7-２」と記入すること		
56		撮影日及び撮影者を記入すること		
57		申請地が分かるように、写真中の道の境界線と敷地境界線に赤線を加筆すること		
58		日中に撮影したカラー写真を用いること。ただし、逆光等で不鮮明にならないよう留意すること		
59		申請に関する道が接続する、建築基準法の道路を2方向から撮影した写真があること		
60		建築基準法の道路と申請に関する道が接続する部分を撮影した写真があること（隅切り部分が収まるように留意すること）		
61		建築基準法の道路との接続部分から申請地まで距離がある場合、または曲がり角がある場合は、接続部分と申請地の中間程度で撮影したもの及び曲がり角部分を映した写真があること		
62		申請地を正面及び両端から全体が写るように撮影した写真があること		
63		申請に関する道の終端及び反対側の接続部分から、申請に関する道を撮影した写真があること		
64		両端が建築基準法の道路及び道などに接続する場合は、道路等の現況を撮影した写真があること		
65	配置図（敷地及び建物求積図を含む）、平面図、立面図及び断面図	右下に、配置図は「７」、平面図は「８」、立面図は「９」と記入すること		
66		複数枚に分割して作成する場合は、右下に枝番をつけること		
67		建築確認に用いる図面と同様の図面を提出すること （許可通知書交付後に変更が生じた場合、再度許可申請が必要※） ※原則として、建築物の配置、高さ及び規模が変わる場合は、再度許可申請が必要		
68		１００分の１の縮尺で作成すること		
69		Ａ３サイズで作成すること		
70		建築士番号、氏名を記入すること		
71	その他必要な書類	市より指示があった場合提出すること （水路占用許可書、地方公共団体が管理する道の管理証明書、売買契約書の写し、街きょ側溝等の整備に関する確認書等）		